

被災地域住民活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、東日本大震災による被災市町の自治組織が、被災地域交流拠点施設を利用した住民主体の活動を実施するために要する経費について、予算の範囲内において被災地域住民活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び被災地域住民活動支援事業実施要綱（平成28年2月4日要綱。以下「事業要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「東日本大震災による被災市町」とは東日本大震災による津波浸水被害が発生した市町を、「被災地域交流拠点施設」とは被災地域交流拠点施設整備事業補助金交付要綱（平成25年4月1日要綱）に基づく被災地域交流拠点施設整備事業補助金の交付を受けて整備された施設をいう。

(補助対象者)

第3 補助対象者は、応急仮設住宅もしくは災害公営住宅等の住民による自治会又は当該住宅周辺の地域住民により組織される自治会等又はその連合体（以下「自治組織」という。）で、事業要綱の定めるところにより事業計画個票を提出し、交付可能額の通知を受理したものとする。

(補助対象事業等)

第4 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業要綱の定めるところにより県が定める被災者支援事業その他の取組に関する計画（以下「事業計画」という。）に位置づけられたものとし、その事業内容、補助対象経費、補助額、補助限度額及び事業要件等は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

第6 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、当該事業について事業計画に位置づけられた際に提出した事業計画個票の写しのほか、知事が必要と認めるものとする。

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、別記様式第2号に、当該事業を含む事業計画変更の際に提出した変更後の事業計画個票の写しを添付して知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、知事への報告をもって承認することとし、当該報告は、別記様式第3号によること。
 - イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更
 - ロ 補助対象経費の20%以上の増減を伴う変更
 - ハ 補助対象事業の内容の重大な変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8 規則第7条の規定による申請の取下げの様式は、別記様式第5号によるものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払により別表2の範囲において交付できるものとし、その申請書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第11 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が50万円以上のものとする。
2 規則第21条ただし書きの規定により前項の財産が処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(書類の備付け等)

第12 被災市町の長及び自治組織は、第11第2項の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を別記様式第8号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

(取得財産)

第13 補助対象者は、当該年度に取得した第11第2項の期間内において処分の制限を受ける財産等があるときは、実績報告書に別記様式第9号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月2日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。